



〒300-2667 つくば市中別府 591-7
電話/Fax 029-847-3884
(<http://peace.arrow/jp/tsc/>)

2017年5月14日(日)、小野川交流センターにおいて、田村武夫氏と多羅尾光徳氏を講師とする「第21回講演と対話のつどい」が開催されました。集会では、開会挨拶は上原満氏、司会は山本千秋氏、閉会の挨拶は武田潔氏が担当されました。全体討論では26名の集会参加者全員により、大変活発な討論がなされました。

研・学9条の会「第21回講演と対話のつどい」が開催されました
(2017年5月14日、13時30分~16時45分：小野川交流センター)

～安倍政権のもとで、日本は何処へ向かうのか～
「憲法の視点で日本の安全保障と軍学共同を考える」

◎ 講演 1：「研究機関における軍事研究の諸問題」

田村武夫 氏 (茨城大学名誉教授 憲法学)

◎ 講演 2：「軍学共同を巡る学術会議、大学等の動向」

多羅尾光徳 氏 (東京農工大学準教授 環境微生物学)

◎ 全体討論：(15:35~16:45)

第21回講演と対話のつどいの記録

対話集会開催の動機と背景

今回は田村武夫さんに、「憲法の視点で日本の安全保障と軍学共同を考える」と題して、直面する日本の政治・社会状況について、じっくりお話を頂き、その後、いつものように、皆さんに自由に参加していただく、全体討論のセッションに移るという段取りになっていましたが…。

実は、田村さんは連休後に体調を崩され、本当は自宅で安静にして頂かなければいけない状態で、わざわざ出席して頂いたという次第です。

そんな訳で、なるべく無理をなさらず、本日は「研究機関における軍事研究の諸問題」という題目でお話しいただきます。そして、本日は、もうひとつ、軍学共同反対連絡会の事務局メンバーをされている、多羅尾光徳(タラオミツノリ)さんをお招きして、「軍学共同を巡る学術会議、大学等の動向」というタイトルで、お話ししていただきます。

ここで、この集会の背景として、サブタイトル「安倍政権のもとで日本は何処へ向かうのか」について、一言、述べたいと思います。もっとも、日頃から活発に活動されている皆さんの前で、今更、安倍自公政権による異常で危険な状況を、改めて指摘する必要はないかもしれません…。

先日、トランプの意を受けて来日した米副大統領が、安倍首相との会談で、『平和は力によってのみ初めて達成される』と発言し、ミサイル核先制攻撃をも辞さないとの思いを、一般論として述べたことは驚くべきことであると言えるでしょう。

実際に、シリアへのミサイル攻撃、アフガンでの(強力な)爆風爆弾投下を実行しています。そして、大いに問題なのは、安倍首相が戸惑うことなく、この危険な動きに即座に賛意を表明し、その後に「米艦防護」を実施しています。ほとんど思考停止の状態でトランプに追従する異常な姿を世界中に印象付

け、米国の対外軍事行動の強硬姿勢と安倍内閣の追従振りを示す象徴的な出来事と言えるでしょう。この内閣が続く限り、大変危険な破滅的状況を招く恐れがあります。

この1-2年を見ても、安倍自公政権は(2015年の日米軍事協定『新ガイドライン』が敷いたレールの上で、)『戦争法』制定を強行し、南スーダン派兵を実行、沖縄での、理不尽な辺野古新基地建設強行、原発再稼働の異常を続けています。また、閣議決定で『教育勅語』・ヒトラー『吾が闘争』までも教材にすることを容認するなど、安倍個人の異常さに止まらず、内閣全体が、国粹的な驚くべき妄想に取り憑かれて、ここでも思考停止状態に陥っているように見えます。モラル崩壊した、お粗末な閣僚を次々に登場させていることも、その現れであると言えるでしょう。そして、大変危険な『共謀罪』の法制化を、今週中にも強行しようとしていることを指摘しない訳にはいきません。

さらに、今回の集会のテーマでもある、研究者と科学技術の成果を軍事目的に囲い込む施策が、『安全保障』を前面に掲げ、大変活発化しています。これらすべての事象は、日本国憲法が掲げる平和主義・基本的人権そして民主主義に直接かかわり、それに抵触していることは明らかです。

昨年の第20回対話集会で、わたくしたちは『軍学共同』の問題を直接取り上げ、会場での要請を受け、学術会議に働きかけを行ってきました。日本学術会議・検討委員会で議論を重ね、ほぼ原案通りに決定された『声明案』については、今の社会状況の中では重要な意味を持つものとして、わたくしたちは賛同しています。

『軍学共同』と『学術会議の声明』については、お二人の講演でも詳しく話されると思うので、休憩後の「全体討論」のセッションでは、会場の皆様からの活発な議論・報告をお願いします。

(以上、開会の挨拶より…。上原満氏)

講演 1、

～研究機関における軍事研究の諸問題～

田村武夫（茨城大学名誉教授）

テーゼ1、研究の自由・成果発表の自由を喪失（軍事の秘密性格に由来、研究への干渉・圧力増大、学問の自由の制限へ）

2、軍事研究の唱導は国策であり国政全体の軍事強化の一環で、平時体制の衰退と軌を一にしている。

3、軍事研究は、研究者間を分断し研究機関内部から民主的運営を瓦解させる。

4、軍事研究は、すべての学問分野の均等発展とは逆に、差別的、排他的不均等発展をもたらす。

5、政府との対抗論理は、戦争放棄（第9条）ではなく、学問の自由（第23条）で構築するしかない（とくに国立機関は。）

安倍晋三首相は5月3日の憲法記念日に、第9条の2項に続いて第3項として自衛隊を憲法制度として明確にしていく改憲案を発表。一昨年以来の安保関連法制において自衛隊の国際的な軍事行動の法的基盤が確立され、集団的自衛権行使を含めて戦争できる国という状況になっている。それでも憲法9条2項、交戦権の否定という文言に抵触するのではないか、憲法に違反するのではないかとおびえている。自衛隊を憲法制度として定着させればもはや自衛隊に関する違憲の疑いも一掃される。我が国の軍事研究をより大胆に展開していくような狙いもあるうかと思います。

武器輸出三原則を撤廃して防衛装備移転三原則という名前で武器輸出が可能になりました。安倍内閣のもとで昨年度から急速に拡大している。なんといっても最先端の武器製品開発・輸出に関する体制が必要になっており、それを推進するシステムとして防衛施設庁が2015年に発足した。

2013年12月に閣議決定された「防衛計画の大綱」の中で、「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る」ことが明記された。2015年10月に防衛装備の研究開発や調達、輸出を一元管理する防衛省の外局「防衛装備庁」が作られて、ここが大学、研究機関との共同研究開発の拠点としての役割も果たすことになった。昨年2016年度には6億円に倍増され、そして2017年予算では一気に110億円に増額されている。組織的かつ非常に多額の研究費を計上して各大学の方にせまっている。各大学のこれに対する応募も確実に増えている。

ここで初めに示したテーゼ5点を紹介したい。

第一に大学を中心とする研究機関における軍事研究の展開というのは研究の目的、特に研究の成果を発表する自由を失っていく。防衛装備庁が110億円の委託研究費を計上し、応募者に配分したとしても、その研究成果の発表については個々の研究者に厳しいしばりをかけている。さらに研究過程に対する干渉、中間発表の強要とか、あるいはその他業者との関係でさまざまな研究材料を仕入れる時にこうゆう材料をとか、やりとりにかなり秘密を漏洩することになり、仕入れじたいも厳しく規制がかけられ

ていく。研究というものは大学院生などを使って幅広い共同研究になるし、研究者の共同研究という性格をおびている。そういう研究従事者に対する沈黙の強要、あるいはさまざまの研究過程における中間段階の発表の強要などいろんな形で周辺に広がっていきます。

第2点は軍事研究を研究委託に乗換えていく、これは間違いなく国策です。政府の政策の一環であります。安倍内閣のこの間の政策展開にみられるように國政全体が軍事強化に進んでおります。軍事研究の呼びかけはその一端であり、いろいろマイナスの影響を他にもたらしている。

民生に関わる研究、平時におけるさまざまの学問体系に関わる研究というようなものは財政的にも制度的にもしばられしていく。兵糧攻めになっていきます。

第3番目は研究機関における軍事研究は研究者間を分断して、研究機関内部から研究機関の運営が瓦解して行きます。秘密性が求められ、軍事研究については同僚に話してはいけない。どのようにお金を使われているかについても他の同僚には認識できない。予算がふえていくほどその研究者の研究の勢いが他の同僚の研究や、大学の研究配分を圧迫していく。研究者仲間の分断、対立、排斥という排他的な関係が作りあげられていく。軍事研究に反対する執行部や他の同僚たちに対する暗黙の圧力というものも出てくる。執行部の役員の変更など目に見える形で文科省などからもいろいろ介入がおこなわれていくと思います。

第4番目、軍事研究はすべての学問の均等発展とは逆に差別的、排他的、不均等発展をもたらします。

第5番目、学術会議の方針にもありますが、軍事研究に対抗する論理は戦争放棄、第9条ではなく学問の自由、第23条です。国立研究機関の場合、自衛隊は違憲である、こういう違憲の自衛隊の諸活動に寄与する研究は違憲であって国民に対する責任を負うことはできない。こういう大きな発想に立ちたいところですが、政府自体は自衛隊は合憲であり、そのうえでさまざまな行財政政策を展開している。こういう政府に対して同じ政府機関の研究機関は対抗論理を持ちまえせん。学問研究というのは、科学研究の自由、自律、公開、民主といった性格を保障する憲法23条でいくしかないわけです。

最後に今回の学術会議の声明が軍事的安全保障の研究を拒否するためのマニュアル作りを大学、研究機関に要請しております。つくばの国立研究機関においても、また国公私立大学においても軍事的安全保障の研究を拒否するシステム作り、とりわけ防衛装備庁の委託研究に応募するか、しないか厳格な基準に基づいてチェックする審査体制を求めました。全国のすべての研究機関においてあらためてマニュアル作り、厳格な審査基準作り等、個々の研究機関の自治能力が發揮されるような展開を期待したいと思います。



田村武夫 氏

講演 2、

～軍学共同を巡る学術会議、大学等の動向～ 多羅尾光徳（東京農工大学準教授）

軍学共同に反対する理由は学の世界に軍は相いれないからです。学の世界は民主主義、自由、公開、多様性、冗長性、普遍性、世界主義です。それに対して軍の世界は命令・服従、不自由、秘密、画一性、軍事的合理性、即ち勝つためだったら徹底的に排除する、自国中心主義です。

日本における軍学共同形態を私なりに5つに類型化しました。

一つは宇宙の軍事利用です。2007年、宇宙基本法ができました。宇宙開発は平和目的と書いてあるが、我が国の安全保障に資すると書いています。防衛省が情報収集衛星や、GPSを補完するためのXバンド通信衛星などを打ち上げています。それにJAXAが協力しています。

二つ目は国内技術交流です。防衛省と大学・研究機関が共同研究をおこなっています。

三つ目は安全保障技術研究推進制度です。

2015年から始まりました。

四つ目に防衛省の審議会の委員に大学や研究機関の研究者がなることです。防衛省、自衛隊員を大学や大学院生として大学に受け入れることもあります。

五つ目が外国軍関係組織のイベント、たとえばロボットコンテストに参加したりすることです。

安全保障技術研究推進制度について詳しく説明します。まず応募された研究テーマの一次審査を防衛装備庁の研究者が行います。二次審査を安全保障技術研究推進制度の委員会で行う。この委員会に大学の先生、研究機関の先生が名前を連ねています。安全保障技術研究推進制度は基礎研究だからといって軍事でなく、民生にも使える研究をするという理由で応募する人が多い。

この制度は研究助成制度ではなく、委託研究です。防衛装備庁が大学・研究機関との間で委託契約を結んで実行します。そして、防衛装備庁の職員が進捗状況を管理します。研究費の支払いは研究が終了した後です。2015年は応募数が100を越しました。翌年は6億円に増やしましたが応募数は47件と半分以下になりました。反対運動の影響もあると思います。この制度は建て前上は公募と言っています。しかし防衛装備庁の職員がこれはと思う研究者の所へ行って、応募を勧めているようです。今、2017年の安全保障技術研究推進制度研究の公募が行われています。たとえば、「人と人工知能との共働に関する基礎研究」などが考えられます。米軍は人間とAIの間のインターフェイスに非常に力を入れています。無人戦闘機とかロボットに戦争させることを狙っています。日本の防衛省・自衛隊もそういう方向をめざしているのと思われます。

安全保障技術研究推進制度に大学が応募を認めた理由を共同通信社がアンケート調査しました。たとえば農工大の場合は、応募の時点ではなく、採択された後で受け入れるかどうか審査をした。考え方方が甘いと思う。これは学術会議の声明が出る前の段階ですからこんな状態なのです。今年は東工大は応募を認めないと決めました。関西大学

は2015年は応募した人がいたが、2016年は認めないと決めました。4月にNHKが全国の大学に安全保障技術研究推進制度に応募することを認めるかどうかアンケートを取りました。農工大だけが認める出しました。それについて農工大で組合交渉を行いました。学長が言うには先生たちのアイデアを出すのをさまたげたくない。だから出しぶんには妨げたくない。ただし、そこを通ったら審査して判断する。そういう考えでした。そこには研究の自由というとらえ方を個々の研究者が「好き勝手にする」という誤解があります。「研究の自由」の意味を正しくとらえてもらわないと困ります。



今の時点では軍事研究とは言い難いが、将来軍事的な応用に可能性が高い研究として、ImPACT（革新的研究開発推進プログラム）があります。5年間550億円という大きなプロジェクトで、ハイリスク、ハイリターン、インパクトある研究の助成制度です。研究内容としてはレーザのプラズマ、スーパーコンピュータ及び人工頭脳の開発、軍民両用のデュアルユース技術研究プログラム、手法はアメリカの国防省の研究所と同じスタイルで、ここで得られた成果が将来軍事に利用されることは大きいにあります。防衛装備庁もこの研究内容に非常に注目しています。

軍学共同がここにきてかなり活発化しています。2013年12月に閣議決定された防衛計画大綱に軍学共同路線がしっかりと書かれています。武器輸出三原則が撤廃され防衛装備移転三原則ができました。昨年、第5次科学基本計画が閣議決定され、防衛装備の生産基盤の強化が書かれています。これらの背景には経済界や自民党国防族議員の圧力などがあります。特に経済界の提言で言えば、経団連が毎年のように出す防衛装備の提言を読むと防衛生産基盤戦略、防衛技術戦略と同じ言葉が使われている。安倍政権下における新自由主義経済と軍事大国化政策の合作として、軍学共同があると言えます。

日本学術会議に「学術と安全保障研究に関する検討委員会」が設置され、議論が行われました。さきごろ発表された声明では、過去2回の声明を継承すると言っています。ここは重要です。これまでの声明では戦争を目的にした研究は行わないと言いましたが、今回の声明はかなり突っ込んだ声明になっています。同時に出された検討委員会の報告書を合わせて読んでください。安全保障技術研究推進制度は政府による介入が大きく問題が多いと指摘しています。それから研究成果が軍事に転用されないための具体的な手立てを学術会議として初めて提起しました。大学や研究機関で軍事研究をやらなければそれでいいのかというわけではありません。デュアルユースという言葉が

あります。研究成果が軍事利用されないために具体的な手立てを考えなければならないと学術会議は初めて提案しました。学術の発展に本来必要なのは研究の自主性、自律性、民生分野の研究資金の一層の充実です。常に研究者の間で議論することが大切で、議論していくことによって自分自身が考え、行動することができます。

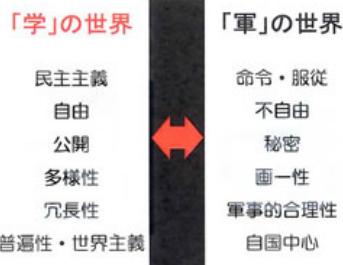
つくばのある研究所は応募を奨励しています。デュアルユースなので安心して応募してくださいと説明しているそうです。組合が頑張ってくれないかと思っていたが、政治問題に取り組まないと黙っている組合があります。学研労協が昨年5月に行ったアンケートの中に軍事研究を進めることをどう思いますかというデータですが、若い人ほど軍事研究を許容している。一昨年の筑波大学新聞が行ったアンケートがあります。大学での軍事研究をどう考えますかという問い合わせに、賛成、反対がそれぞれ3割ぐらいある。若い世代に軍学共同を容認する人が多いことを考えなければなりません。「基礎研究だからいい」という意見が結構あります。安全保

障技術研究推進制度も「基礎研究」と強調しています。しかし、あくまでも目的があっての基礎研究なのです。

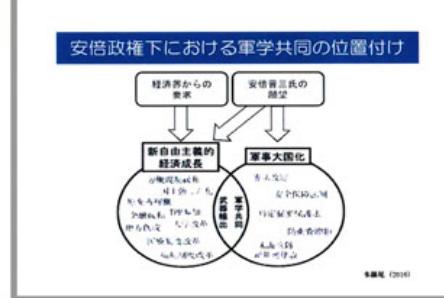
デュアルユースという言葉はどこから出てきたかといえばアメリカで冷戦が終わって国防予算を削減せざるを得なくなった。どうやってアメリカ軍の予算を維持してゆくかと考え出された技術開発戦略のひとつです。武器は武器として独自に開発するという設計思想を転換し、民間技術を軍事技術に取り込む。民生品の生産ラインを活用して武器や軍用装備品を生産する。軍にとって重要な民生技術基盤を最先端に保つため軍が民間を支援する。つまり、民生技術の取り込みなのです。デュアルユース技術という言葉にごまかされないでほしい。科学技術の成果は軍事目的でないものも軍事に使われる可能性があるわけですから自分が出した科学的成果の使われかたまで責任があります。軍事に悪用される場合は禁止するような何らかの手立てをとる必要があります。

多羅尾光徳氏の講演で放映され、前もって配布された資料の一部を以下に掲載します。

[1]



[7]



[8]

**日本学術会議
「軍事的安全保障研究に関する声明」**

- 軍事研究と学問の自由・学術の健全な発展との間には緊張関係にあることを確認し、1950年と1967年の総会声明を継承する。
- 「安全保障技術研究推進制度」は、政府による介入が大きく、問題が多い。
- 研究成果が軍事転用されないための具体的な手立てを学術会議として初めて提起。
- 学術の発展に本来必要なのは、研究の自主性・自律性、民生分野の研究資金の一層の充実。
- 研究の適切性についての検討の継続を。

[9]

つくば研究学園都市の研究所の態度

物質・材料研究機構(NIMS)
▶ 応募を奨励
▶ 所長向けのwebサイトで「Dual-useであるので問題なく、防衛省から研究所への干渉もされないので、安心して応募するように」と説明。
▶ 2016年度採択
▶ 組合は「政治課題」には取り組まない。

産業技術総合研究所(IST)
▶ 軍事研究は行わないと理事長が明言。
▶ 応募に関しては内部の委員会で検討したうえで認めめる。
▶ 2015・16年度は応募したが採択されず。

[10]

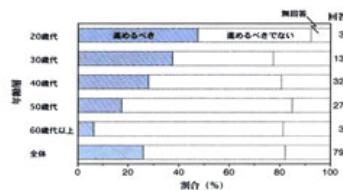
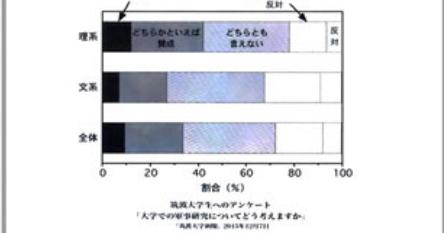


図1 「軍事研究を進めるべきだと思いますか？」
(国公外連が設立研究機関の研究者等に2016年5月に実施したアンケートの結果)

[11]

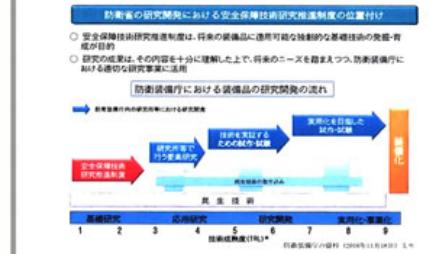


[12]

軍学共同を認める“言い訳”

- ▶「自衛のための研究なら許される」
- ▶「研究の自由がある」
- ▶「基礎研究だから」
- ▶「民生技術と軍事技術は相互に転用可能」 ← 「デュアルユース」論

[13]



[14]

Dual-use の意味

- 「冷戦」終結で国防予算を削減された下での米国の技術開発戦略の一つ
- 民生品の生産ライン（製造プロセス・技術）を活用して武器や軍用装備品を生産する（デュアル生産）。
- 武器は武器として独自に開発するという設計思想を転換し、民生技術を軍事技術に取り込む。
- 軍にとって重要な民生技術基盤を最先端に保つため、軍が民間（産・学）を支援する。

Department of Defense (1995) "Dual-Use Technology: A Defense Strategy for Affordable, Leading-Edge Technology"

全体討論の記録

発言:田村先生のテーゼ5に反対の意見です。政府の対抗論理として戦争放棄、平和主義でなく「学問の自由」は納得できません。1点目は、平和主義の放棄と軍事研究は強く結びついているということ。2点目は、政府が憲法について云々していても、我々国立機関は政府のための学問ではなく国民のための学問をやっているという自負があり、政府に対抗する意見を言うことができる。3点目は、自衛隊は災害救助などでみんなの役に立っているので、9条2項と矛盾しても我々は自衛隊に何一つ言えないという考え方を是とするわけにはいかない。この3つの観点から田村先生のテーゼ5は誤っているのではないかという気がする。

田村:研究機関は国立、公立、私立を問わず、一定の研究員が集まって研究所の中で共同的に研究している。一人、一人の意向でなくて研究機関として軍事研究を拒絶する論拠は何なのか。少なくとも研究活動は基本的には、福祉、人権保障とか、平和な社会の確立とか、人間の尊厳を保障する普遍的な憲法上の価値のために研究はあるべきです。具体的に自衛隊とか、あるいは政府による軍事研究、防衛であろうが、攻撃であろうが政府の言う軍事研究に対してこれを拒絶する論拠を9条、戦争はしないんだというところに求めることも不可能ではありませんが、戦争放棄を掲げている9条に基づき、自衛隊の具体的な装備だとさまざまな戦術等にかかわる研究をすべて拒否できるだけの研究所の所員の意識があるかどうか。特に国立大学の場合には、国立教育行政機関とか国立科学技術行政機関、まさに政府機関の構成部分であるので、これが政府機関に対してあるいは任命権者に対してまた財政権限等を持っている政府に対して、自衛隊は違憲である、あるいは9条とのからみで自衛隊のための研究を拒絶するような結論が一枚岩として出てくるかどうか。学術会議の新声明発表の記者会見とか、内部でのいろんなやり取りの中で学術会議が真っ二つに意見に割れていることなどみると、いろんな議論を考えてみると研究機関が政府による委託研究というかたちでの軍事研究の要請に対してこれを拒絶するというのは研究機関、研究の共同体として23条から拒絶する方が論理的にも合理的であろうと考えました。

個々人が研究共同体を離れて、予算的にも離れて個人が物を言ったり、書いたり、あるいは研究成果を発表する時に、自衛隊は違憲である、故に自衛隊にかかわるいろいろな協力要請には応じられないという態度表明することは19条思想及び良心の自由や21条の言論の自由から可能であっても、研究機関の政府への対抗論理としては23条でいくしかないというのが学術会議の判断であります。私もそれが正当だと思っています。

司会:別な観点から議論したい。

発言:農水省の研究機関で研究している者です。私の職場は、国立研究開発法人なので、大学のように自治が認められたような組織ではなくて、もっと国策に沿った研究をしろと常に言われている。そういう組織としての研究機関で大学とは違うので、お前たちはそういうことを言っている場合ではないんだといわれかねない。それが物材機構で起きていることだと思う。学術会議の声明をどれだけ私たちの職場に反映させることができるか課題を明確にして取り組んでいかなければと思っている。

司会:関連した質問をお願いします。

発言:物材機構のOBです。物材機構には安倍首相の国家戦略を推進するような理事長が送り込まれて来ているので、狙い撃ちされているようなところがある。これには組合がちゃんと対峙することが大切だ。今年の理事長交渉では、拒絶する権利、自分がやりたくない研究はやらないよいということを主張した。政治的な問題を個人が発言することは勇気がいる雰囲気になっているけれども、学術会議の声明は大きな力になる。それを広めていくことが大事だと思う。

司会:学術会議の声明の精神を反映させていったらいいか、それを具体化して職場にどうしていくか問われることになるわけですね。後ほど二人の先生から具体的な事例などもお伺いしますが、それぞれ皆さんの所で今感じているところ、こんな状況だけれどもどうしたらいいかとか発言していただきたいと思います。

高エネ研、産総研から学術会議の声明を読み、広げる準備をしている段階であると発言された。

司会:農林省の研究所では声明をどのように扱っていますか。

発言:農水省の職場ごとに分会があり、その上に地方本部があつて平和運動を分会協議会でやっていましたが、組織改革で地方本部を無くしましたので平和運動が困難になっています。分会協議会の中に平和問題を考えるワーキンググループを作ろうとしたのですが、分会がなかなかのってこないので動いていません。学術会議の声明が出ているのでそこであつかうようにしたのだけれどもつくば全体としての取り組みににくい状況にあるので具体的な取り組みは残念ながらありません。なんで組合が平和運動、政治的な課題に取り組むことができないのかですが、多羅尾先生の話にありました若い世代の組合員が軍事研究に対していやがる、組合としては平和運動のような政治問題に取り組みたいと思っているのですが、それをやれないという深刻な状況が生じているのです。

司会:学術会議の声明が今までにない前進的な文章であるとあらためて思いました。これから職場でどうしていくか問われているが、2人の先生から、発言された人の話とか他の事例などについて発言していただきたいと思います。

多羅尾:農工大の話をします。農学部はOB、名誉教授、卒業生と勉強会を積み重ねて、応募しないことを決めました。一方工学部ではそうしたことはされていません。運動のある所では成果が出ると思いますが、どうやって学生、大学院生を参加させていくか課題です。

田村:4月9日に東京で安保法制に反対する学者の会が主催する「軍学共同をどう考えるか」のシンポジウムが開かれました。学者の会のホームページを開きましたらこのシンポジウムの基調報告をされた池内了さんのレジメが目に飛び込んできました。若い研究者に対して、彼らは問題解決型科学にとらわれている。問題解決型科学とは科学主義、技術主義に外ならない。科学主義、技術主義の研究とは、具体的には技術開発の初期投資を軍事費で持つのは当然だ、さきほど多羅尾先生の紹介がありましたようにデュアルユースの言葉に若い研究者はのっかっている。将来民生に転用すれば国民生活に役に立つ、あるいは民生技術の底上げに

つながっていく。産学共同と同じ感覚で軍学共同に入していく。こういう経済論理に包摂される自然科学、あるいは工学系の若い研究者が非常に多い。こういうようなことで科学主義、技術主義の研究者に一步手前で考えさせる指導者、組合活動等が大事ではないかという指摘なのです。こういうことを考える重要な材料として学術会議の3月24日の声明と報告があるのでないかと私は考えています。声明と報告について小森田秋夫という学術会議の重鎮がこう述べています。「2017年声明は大学などの研究機関と学会、協会等に具体的な対応を求めるところに日本学術会議としてもさらに検討を持続することを約束した文書だと」。おそらく学会や協会、個々の研究機関に審査するマニュアルみたいなものの見本を学術会議は引き続き追及していくのではないか。2017声明は第一歩であり、各大学や日本学術会議に対する下からの働きかけ、社会運動にかかっていると述べています。私達、茨城大学も声明、報告などの勉強会、軍学共同を考えるようなシンポジウムを開くなどこれからも追究していきたいと思います。

(文責 武田 潔、碓井雄一)

[アンケート回答一覧]

1. 本日の「講演と対話の集い」は如何でしたか、ご感想をお聞かせ下さい。

- ① 多羅尾光徳氏の話は、とても具体的で論理的なお話をしました。また、実際の事例を提示したりリアルなお話をしました。後ほど資料を再精読し、まとめたいと思います。
- ② 16:00以降に到着しましたので、質疑応答部分のみ参加いたしました。9条の会つくばから、本日の講演会の開催について、教えていただきました。
- ③ たまたま講師2名になって、非常によい内容だったと思います。

2. 今後、話を聞いてみたいテーマ、または、希望する講師がおりましたらご記入して下さい。

- ① テーマ [共謀罪(テロ等準備罪)]

3. 憲法9条を変えさせないために、どうしたらよいと思いますか?

- ① 野党勢力への協力と国会(論議)への提言
- ② 口コミにより、わかりやすく憲法改正の危険性を人に伝える。選挙を正当に機能させ、政権を変える。主催者として行動する。

4. 筑波の研究所・大学9条の会へのご要望、ご意見などがありましたら、ご記入ください。

- ① 筑波大学は、ほとんど現政権下のポチを感じた。

対話集会の感想が寄せられました。以下に掲載します。

第21回講演と対話の集いについて

2017年6月13日

KEK九条の会 佐藤皓

5月14日(日)に行われた筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会「第21回講演と対話のつどい」に参加しました。風邪を押して出席された田村さんの講演と、軍学共同反対連絡会の多羅尾さんの講演に続き、全体討論が行われました。

田村さんは「研究機関における軍事研究の諸問題」と題して、政治的背景、学術会議の姿勢、運営

とともに日本学術会議としてもさらに検討を持続することを約束した文書だと」。おそらく学会や協会、個々の研究機関に審査するマニュアルみたいなものの見本を学術会議は引き続き追及していくのではないか。2017声明は第一歩であり、各大学や日本学術会議に対する下からの働きかけ、社会運動にかかっていると述べています。私達、茨城大学も声明、報告などの勉強会、軍学共同を考えるようなシンポジウムを開くなどこれからも追究していきたいと思います。

(文責 武田 潔、碓井雄一)

交付金の減額と外部資金獲得競争と論じていき、学術会議の新たな枠組み「軍事的安全保障研究に関する声明」について論じられました。

多羅尾さんのお話は「軍学共同を巡る学術会議、大学等の動向」という演題で、「学の世界、軍の世界」の違い、日本における軍学共同の類計、「安全保障」技術研究推進制度のしくみを説明しつつ、防衛省の共同研究、つくば研究学園都市の研究所の態度、等々具体的な事例についてお話しされました。

全体討論の中では、田村さんの5つのテーマの5番目「政府との対抗論理は戦争放棄(第9条)ではなく、学問の自由(第23条)で構築するしかない、について議論がありました。「学問の自由」ではなく、やはり軍事研究は戦争への協力なので戦争放棄で対抗するべきではないか、という議論です。

また、政府に対しては「同じ財布から出る資金」なので、防衛費から出す研究資金を削減して、文科省から研究費を出すように提言していくことが肝要という議論がありました。

Dual useに関しても議論があり、軍事研究から経費を受け取る免罪符として言われているのではないか、科学技術の発展進歩は当然のごとくどのような分野にも応用が可能であって、だから「軍事研究だっていいのだ」、ではなく「科学者の社会的責任」がむしろ問われる課題なのだ、と。

今後の展開について、構成者の多くが定年退職者であること、組合があつても「政治課題は取り組まない」というところが多く、研究所の中のどういう場面で議論をしていくか、が課題であると指摘されました。

5月30日(火)の昼休みにKEK9条の会例会が行われ、「第21回講演と対話のつどい」についても議論が行われました。田村さんの5番目のテーマ、研究のDual useに関してはおおむね、上記と同じような議論となりました。KEK職員組合でも政治課題は取り組まないという姿勢が強いが、9条の会が組合ニュースに投稿した記事は掲載されている。学術会議の提言を受けてKEKとしてどう受け止めるかという論点を押して、組合主導ではなくKEKコロキウムなりで講師を呼んで議論する場を設けるよう働きかけるのがよい、といった議論がなされました。

(以上)

第21回対話集会の議論について

高松邦夫（研・学9条の会、KEK九条の会）

5月10日の研・学9条の会公演と討論話集会には、やむを得ない所用を抱え、欠席した。体調不良を圧して講演いただいた田村武夫氏の講演を拝聴できなかったのが残念であった。後日、田村氏が講演冒頭に話された第1-5テーゼ中の第5テーゼについて集会で議論されたことを聞いた。一か月後に開いた世話人会において対話集会の講演と討論の纏めを話し合ったが、同様に、田村氏が掲げられた第5テーゼについて語り合うことになった。集会の準備に関わり、また、世話人会の纏めの議論に係わった一員として、議論の持つ重要性に鑑み、このことについて考えを述べておきたい。集会に参加できなかつたので、田村氏の講演についての考察はその数日前に頂いた氏の講演レジュメに拠っていることを予め了承いただきたい（引用する場合は『イタリック体』で示す）。

軍事研究の問題は、当然、戦争に関わって国家の安全保障、自衛、更に、国家とはという問題に発展する。従って、この稿は第1部に第21回対話集会について述べ、第2部として国家の安全保障等の問題に言及する。後者は、考えが広範に亘り、従って、多様な議論が当然予想される。限られた小論で急に結論を求めたり、いたずらに議論を分けたりするつもりは決してないことを記しておく。

第1部、第21回対話集会について

田村氏が講演の冒頭に述べられた第1-第4テーゼは「防衛省・防衛施設庁が創設した競争的研究資金公募『安全保障技術研究推進制度』」（以下、「防衛省研究資金」と略称）が齎す影響を次のように挙げておられる。第2テーゼで軍事研究が国家の施策として建てられ、軍事体制強化の一環として、平時体制の衰退と軌を一にするこを挙げ、第1、第3及び第4テーゼに於いて軍事研究が学問研究に及ぼす影響が述べられている。第5テーゼは政府の施策に対する研究者・市民の対抗論理に充てられている。第1-第4テーゼの規定について異存なく首肯できる。第5テーゼは科学運動に係わり、状況の分析と相まって、関心の深い点で、『政府との対抗論理は、戦争放棄（第9条）ではなく、学問の自由（第23条）で構築するしかない』と強く主張されている。これと併せ、講演の中の第3章にあたる冒頭で、「防衛省研究資金」への応募の是非を判断・評価する問題について、第5テーゼに係わって『この問題を、科学者の《良心》の問題として語ることは、ある意味で人心に心地よく響くであろう。そしてたしかに《良心》の問題だという面があることは否定できない。だが今回の防衛省・防衛施設庁の『安全保障技術研究推進制度』には、単に《良心》の問題に帰することのできない、きわめて重大な《裏》がある。』と指摘され、《裏》として①文科省研究費の兵糧攻めと外部資金の《えさ》を挙げ、加えて、②資金の競争的性質に由来する“目先の成果”を挙げること

が強制されることの弊害、そして、③逃げ道としてデュアルユースの言い訳が指摘されている。

第5テーゼに、一瞬、奇異な感じを持った。集会では参加された方が田村氏の第5テーゼに「反対する」と明確に述べてから意見を述べられたと世話人会で教えられた。意見について田村氏は丁寧に氏の主張を説明されていたと報告された。先に、筆者は違和感を覚えると記した。何に対する違和感であるか？ 科学研究にあって第5テーゼに述べられている“学問の自由（憲法第23条）”が持つ原理的な意味は、国民の支持の下、研究者と為政者がともに守るべき普遍的で基本的な権利と義務いうことであろう。対抗の論理の軸として建てるに全く異存がない。問題は、“政府との対抗論理は、戦争放棄（同第9条）でなく、学問の自由で構築するしかない”として、“…でなく、…しかない”と強く二者をして折衷的（排他的）に述べられていることがあると思えた。田村氏のテーゼを注意深く読むと、“…でなく、”という語句が第9条を否定しているのでは、勿論なく、おそらく運動を進めるにあたって第9条を盾にする論理では多数の意見の統一が難しいと考えておられる読み取れる。しかし、先に引用した氏の講演の第3章の冒頭にあたる記述、即ち、憲法『第9条』、及び、それに先だつ『前文』に記されたいわゆる平和条項について氏が『科学者の《良心》の問題として語ることは、ある意味で人心に心地よく響くであろう』と述べられていることと併せ考えないわけに行かず、研究者の良心の問題だけとして平和条項が矮小化されているという印象を拭い切れない。我々が平和条項を単なる良心の問題として、また、それを恰もお題目のようにして唱えているに過ぎないと氏が言っておられる訳ではなかろう。

『裏』を強調するうえで、そして何よりも氏がこの十数年精力的に且つ中心的に係わってこられた憲法擁護の運動の経験から、また、今後に亘って運動を進めるにあたって、軍事研究に関わるべきでないとする研究者の参加を促し、統一された力強い運動にしてゆくべき指針・枠組みとして強く設定されたものと推察する。しかし、憲法が国民に保証する自由及び権利を行使し、“学問の自由”が成り立つ基盤には、『国民は、…常に公共の福祉のために利用する責任を負う（同第3章、第12条）』と記されている如くに、その普遍的な原理の基礎を、『…、諸国民との協和による成果と我が国全土に亘る自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることがないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する』と述べたすぐ後、『そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由來し、…その福利は国民がこれを享受する』と高らかに謳った『前文』に拠っている。それは戦争放棄を謳った第2章と不可分のものとして規定されているであつて、とりもなおさず、戦争放棄と基本的人権・学問の自由の両者が闘いの基礎となるべきものであると理解している。学問の自由のみを盾にして軍事研

究に対応することは、決して運動の幅を広げることにはならず、誤解を生み、運動を分けてしまう結果になることが恐れられる。決して釈迦に説法をするつもりでなく、自身が再確認するつもりで記した。

第1部を終えるに当たって、学術会議の新しい声明の意義と理解について簡単に記す。

声明は次の5項目、①1950年および1976年の学術会議声明を継承する——軍事研究に関わらない、②学術の健全な発展の“要件”、③防衛相制度が“要件”を害すること、④研究成果の転用の危険、そして、⑤研究計画に対するガイドラインを各研究機関が設定する必要性に亘って見解を述べている。先に記したように、声明が、この時点にあって、重ねて明確に軍事研究に係わった研究に手を染めないことを宣していることに賛同し、これを高く評価する。他方で、検討委員会の構成員である大西洋学術会議また、小松利光九州大名誉教授が、軍事研究成果について“デュアルユース”を掲げて防衛省競争資金に応募可能であると強弁し、推奨する考えを、新『声明』発表の後も、述べておられることを知らされている。学術会議の『声明』が述べることを踏まえる限り、氏等の考え方を理解することが難く、且つ、それらを受け入れることは到底できない。検討委の声明案作成に係わられた氏等の発言として疑問を感じざるを得ない。

これまでの議論において、防衛省・自衛隊をどのような組織とみるか、顕わに、議論がされてこなかった。警察予備隊創設から幾度かの変態を経て、その創設から変態の度に、また米軍の存在と関わって、その違憲性が国民から指摘されてきたことは周知のことである。安倍晋三氏を党首とする現自民党は、自ら育てた自衛隊の実態と憲法との整合性に矛盾をきたしていることを強く認識して、改憲草案を提出し、“国防軍”的創設を唱えている。米軍との共同演習のニュースを見ても知れるごとく、また、世界有数の年間軍事費を出し、国際的には軍隊相当の認識と評価を得ている状況下で、防衛省の研究資金で行う研究が軍事研究と無縁であることはできない。軍事力に頼ることなく国の安全保障の確かな途を探り、確実にそれをたどることこそ求めるべき途であろう。

問題の重要性から、学術会議としてこれからも問題に関与続けることを声明が述べているのは今後の科学運動の展開に重要なことである。

学術会議の新しい声明は検討委員会委員長の要請にもかかわらず学術会議幹事会の決議

事項とされた。幹事会はそれが慣例に従っていると説明している。声明の持つ極めて重要な性格から、研・学9条の会世話人会は学術会議検討委員会が声明案を発表した折、声明が総会の決定に基づくことを求めた。過去の二つの声明は総会決定である。

声明が持つ他の側面について触れる。学術会議の持つ性格から、学術会議が軍事研究禁止を宣したのではないことに留意しておく必要がある。又、声明が産業界の軍事研究/技術開発/武器輸出について言及していないことも知らねばならない。

これまで直接触れなかつたが、国連PKO派遣決定（1992年）に関わり、国の自衛権の問題について議論がなお残されている。最近の国際情勢が一層関心を呼び、国連憲章第51条の規定ともかかわって様々な意見があると思える。実際、多羅尾氏が講演で触れられた（スライドN0.10,11,12）国立研究機関の昨年のアンケート調査におけるコメントに、“研究機関が国家に果たすべき義務”という議論と併せ、“自衛のために”という議論が述べられている。自衛の問題を語るとき、自衛権と併せ、最低限の自衛力、また、そのための武力装備、そして、他に後れを取らないための兵器開発研究の必要性が述べられている。自衛権の問題と共に、われわれにとって国家とは何かということを考えさせることになり、護られるべき国民（市民）、そして、個人の尊厳という問題を考えることに、必然的につながる。これらについて、今後、互いに語り合うことが望まれるゆえんである。

（2017年6月21日、修正・加筆）

第2部：安全保障、自衛等については紙面の都合で、次号に掲載します。

◆ 研・学9条ニュースの訂正

前号、研・学9条ニュースNo.55、4頁の記事で、『この「科学技術会議」が1956年につくられた』とあるのは、1959年の誤りでした。

1956年は総理府に科学技術庁が創設された年でした。

これまでの賛同者数 837名

2017年6月30日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

◎「会」へのお問い合わせは
安田公三：TEL/Fax：029-847-3884
武田潔：e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

事務局より

- ◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。
- ◎ ニュースの原稿を募集しています。